

# 清代総督体制の成立過程

## — 明清期における省級地方行政制度の変遷と完成 —

真 水 康 樹

はじめに

1. 明代三司体制と督撫制度
2. 清代総督体制の成立過程
3. 清代省級地方行政制度の完成とその意義  
むすびにかえて

### はじめに

本稿では、明清期における総督、巡撫、布政使司の間の相互関係を軸に、清代の省級地方行政制度について考察をおこなう。考察に先立って、まず第1節で、明代省級地方行政制度であった三司体制に加え、まだ定制ではなかった明代総督・巡撫の状況について先行研究にも依拠しながら検討する。つぎに第2節では、康熙四年（1665年）にその原型を示しながら、乾隆二十五年（1760年）の完成まで百年を要した清代総督体制の成立過程を詳細に検証する。第3節では、第1節と第2節における検討結果を踏まえて、清代省級地方行政長官の相互牽制という観点から清代総督・巡撫制度について考察をおこない、清代省級地方行政制度の完成形態としての意義について分析をおこなうこととする<sup>[1]</sup>。

## 1. 明代三司体制と督撫制度

明朝の地方行政制度は当初元制を踏襲したものであり、各行中書省の長官は、平章政事、左右丞、參知政事などであった。元朝の行中書省は、所轄地域の民政、財政、軍政さらに司法について、ほとんどすべてを管轄し、地方は相当に強い割拠性を示していた。明朝の地方行政制度の改革は、中央行政制度の改革に先立っておこなわれた。太祖洪武九年（1376年）には、行省を承宣布政使司に改めた。宣徳三年（1428年）、承宣布政使司は13となり明末までこの状態が続いた。

明代には、布政使司、按察使司、都指揮司が各地に設置された。総称して、「三司」とも呼ばれる。布政使は従二品であり、提刑按察使は正三品、都指揮使は、正二品だった。布政使は民政と財政を司り、按察使は刑法と監察、都指揮使は兵政を管轄した。布政使は元朝の行中書省の參知政事が変化したものであり、按察使は元朝の肅政廉訪使に相当した。都指揮使は明朝の創設になる衛所制度に属した。なお、明代には各省にそれぞれ左右布政使司が設置された。これは、1省1布政使司だった清代布政使司とは異なる点である。

三司設立の意義は、2つの面から考えることができる。ひとつは、地方機構の機能の専門化であり、それぞれの機構に特定の職務を主管させることで、行政効率の向上が図られた。同時に、三司の地位がほぼ平等であることから、管轄する省域の政務について協力して協議することが求められた。けれども、相互に指揮・指導関係にはなく、直接に中央各部門の管轄を受けた。そのため、「省級行政長官」の職権は分散されたものとなり、三司間の相互牽制が図られ、中央による操縦の便に供せられた。これがふたつめである。

通俗的な言説では明代の省級行政長官とみなされることもある布政使は、各省に左右2名が配置された。したがって、相互牽制は、三司の間だけでなく、左右布政使の間でも機能することになった。権力の分割（裂権）

は十分に周到なものだったのである。このようにして、三司の設置により元代末のような地方割拠性は弱められ、中央による地方に対する統制は明らかに強化されたのであった。

もっとも、三司間の相互牽制は、中央による統制にとって有利だったとは言え、視点を換えてみれば、支配そのものの効率性を必ずしも保証するものではなく、統治の不安定化をもたらしうる可能性をもっていた。布政使司の職務は平時には、六部と関係し、特に、吏部や戸部と密接な関係を有した。場合によっては、都察院とも職務上の関係を有した。按察使司は主に、都察院と刑部の指揮下にあり、都指揮司は、兵部と五軍都督府の管轄下にあった。もしなにか業務上の懸案が生じれば、三司の会議で決定されることになっていた。ここに不安定化の危険が伏在していた。万が一、緊急事態が発生した際、三司による会議が間に合わないこともありえたとし、意見の一致をみない場合には、三司の地位がほぼ平等なだけに、会議で結論をだすことができなかった。したがって、この体制は、三司が十分に協力できない状態のもとでは、統治機構の機能不全を招来する潜在的な危険性をもっていたのであった。

明朝の三司体制は、三司それぞれに特定の職務を専管させるという意味では、一定程度において行政効率の向上を目指したのもであったが、その最大の目的は、なにより、三司間の相互牽制を実現して、中央の操縦を容易ならしめ、中央権力に対する対抗勢力の出現を抑制することにあった。この点は、三司の上に立つ省級地方行政長官が設置されなかったことから明らかである。しかしながら、統制力の欠如したその体制は、つねに不安定要因を伏在させており、三司体制は、その後、日増しに権勢を消失していった。「省級地方行政長官」を設置しなかったがゆえに、省レベルには統制力が欠如していた。このことが、中央による統制の便との間で主要な矛盾となっていた。この点は、以下の行論にとって重要な論点をなす。

こうした矛盾以外の理由によっても、三司体制は、明朝中期以後、徐々に威信を低下させていった。その理由を、王天有は以下のように指摘して

いる。

- (1) 総督・巡撫が三司の上に存在し、三司の実権は一定の抑制を受けた。
- (2) 二重の監督体制が三司の事務処理力を削減した。
- (3) もとは臨時派遣だった（督撫が）次第に固定化され、三司の権力を分割していった。
- (4) 「重内軽外」の気風が三司の権威を低下させていった<sup>[2]</sup>。

王天有の指摘にあるとおり、その後の変化の要点は、総督・巡撫の出現であった。以下では、いわば予備的考察として、明代の総督・巡撫について検討しておくこととする<sup>[3]</sup>。

『明會要』は「地方總督、正統六年（1441年）設立、前後共設置十四処」<sup>[4]</sup>と記録しているが、明代の総督は「定制」ではなかった。

他方、巡撫については、その質的転換点は、正統十四年（1449年）の「土木の変」にもとめることが有力な観点として存在する。この事件以降、巡撫は都御史を兼職するようになり、全国に派遣されていった<sup>[5]</sup>。もっとも、巡撫も、結局のところ、明代においては「定制」ではなく、「地方行政長官」でもなかった。なぜなら、省域の唯一の基準は依然として布政使司であったからである（13布政使司体制は、宣徳三年（1428年）に交趾布政使司を廃止した際に成立した）。また、明代巡撫は、行政系統ではなく、監察系統に属しており、さらに、明代巡撫は、「職名」ではなく、「任務」名にすぎなかった。

明代総督の一番早いものは、永樂元年にみられる。成祖は以下のように命じた。「命瑄充總兵官、總督海運、輸粟四十九肆餘石、餉北京及遼東」<sup>[6]</sup>。けれども、この事例は海運に特化しており、王天有の言う「専務総督」にすぎない。清代総督との連続性において本稿が検討する「地方総督」となると、王天有はその起源は正統年間にあるとみる。「正統六年（1441年）正月に、明の朝廷は、麓川に兵を派遣し、兵部尚書王驥に主管させた。これが總督軍務という職位の最初の事例である」<sup>[7]</sup>。『明會要』も、「此設總督之始」としている<sup>[8]</sup>。

もっともこれ以降も、総督は必要に応じて設置、派遣されて、その業務が終わると任を解かれ廃止されたのであった。

成化五年（1469年）十一月に、両江総督が設置されるが、このときからその職権は固定化され始め、常設化の傾向を見いだすことができる。「以太監陳公總鎮兩廣，起復雍進今宮，總督兩廣軍務兼理巡撫，雍固辭，弗獲，始就任，未幾復以平江伯陳公銳，掛征蛮將軍印，充總兵官，鎮守，兩廣同開總計於梧，便宜行事，兩廣副將以下，俱聽節制，前廣西鎮守太監，兩廣總兵巡撫皆裁去，又以少監黃公沁，暨署都督僉事夏正充副總兵官鎮守廣西，都督僉事馮升，充遊擊將軍，都指揮楊廣夏鑑張壽充參將，分守諸路，而地方大記，則悉取決於總府」<sup>[9]</sup>。その後、陝西三辺、宣大、薊遼、浙江などの辺境の軍事的要地に続けざまに総督軍務大臣が設置されている。『明史』の記載によれば、この前後、総督が置かれた地方は14に及ぶ。けれども、王天有は「明一代の総督は終始正式の地方軍政官ではなく、欽差体制がとられ、したがって頻繁に簡単に設置された」<sup>[10]</sup>としている。筆者も同じ認識をもつ。したがって、明代の総督は「常設」ではあったが、「定制」ではなかった。Liensheng Yang（楊聯昇）も「巡按と巡撫は省官僚の上に置かれた機構となったが、総督は正式に任命されていない」としている<sup>[11]</sup>。では、巡撫の方はどうだったのだろうか。

巡撫の起源についてであるが、洪武二十四年（1391年）、明の太祖が懿文太子を派遣し陝西に巡撫させたことがある。しかし、これは、ただ「巡撫」の名称が最初に使われた事例にすぎず、その後の巡撫制度と関係があるとは言い難い<sup>[12]</sup>。

また、宣徳初めには以下のような事例があった。「洪熙間，嘗命廣西布政使司周干，巡視直隸浙江。宣徳初，干還言有司多不得人，土豪肆虐良民苦之。乞命廷臣往來，巡撫庶民，安田里。下吏部，会戸部，工部議。遂命廣西按察使胡槃，為大理寺卿，同四川參政葉春，巡撫直隸及浙江諸郡。此巡撫之始」<sup>[13]</sup>。このとき、胡槃はおおよそ5年間巡撫として南畿浙江に駐在し、巡撫は常駐地方官化の傾向をみせた。『明史』も「設巡撫自此始」

としている<sup>[14]</sup>。派遣は宣徳元年八月のことであった。けれども、この事例にしても、臨時的派遣である点は否めない。その後、宣徳五年（1430年）にはつぎのような巡撫の事例がある。「九月丙午、擢御史於謙、長史周忱六人、為侍郎、巡撫兩京、山東、山西、河南、江西、浙江、湖廣」<sup>[15]</sup>。『明實録』の記載によれば、このときの巡撫の任務は税糧の総督に限られず、撫恤教化と司法事務を含み、財政、民政、司法などを掌握し、地方官としての性質を拡大させている。その職務の内容からみると、これは巡撫常設化の出発点とみなしうる。『明史紀事本末』もまたこれを「初設巡撫」としている<sup>[16]</sup>。

正統年間に入った後、宣徳以来の各地の他にも、遼東、宣府大同、福建、雲南、貴州などの地に巡撫が派遣された。特に、正統十四年（1449年）八月の土木の変以降、巡撫の設置は急激に増加する。巡撫が新設された地方には、真定、保定、河間、永平、順天、四川、両広地区、さらに、鳳陽、淮安、揚州、廬州の4府、徐州、和州の2州があった。景泰二年（1451年）には、宣府と大同が分離され、それぞれ巡撫が設置された。天順二年（1458年）、さらに延綏、寧夏、甘肅に巡撫が新設された。

景泰四年（1453年）冬、「十月庚寅、詔天下鎮守巡撫官、督課農桑」<sup>[17]</sup>とされることになった。ここにおいて、巡撫制度は全面的に全国に拡大していった。景泰末年、巡撫の大部分は都御史の職位を兼任していた。「景泰中、耿九疇以侍郎出守山西、始改憲職。自後凡巡撫、總督、必以都御史、尚書、侍郎必兼都御史」<sup>[18]</sup>。この時点で、巡撫都御史は一般的な広がりを見せる。もっとも、この後、巡撫は祖制ではない、という理由で、一時的に廃止された<sup>[19]</sup>。けれども、天順二年（1458年）になると、さらに再び、つぎつぎと巡撫が設置された。正月には直隸、四月には山東、遼東、両広、五月には甘肅、寧夏、宣府、六月には南直隸といったようである。天順六年（1462年）、陝西にも巡撫が設置され、両広は広東と広西に分けられ、それぞれ巡撫が設置された。再設置されたすべての巡撫はみな都御史の職位を兼任しており、奥山憲夫はこれを「巡撫都御史の制」の確立とみなし

ている<sup>[20]</sup>。萬曆『大明會典』の記載によれば、「正統元年、命都御史出巡塞北。凡兵糧邊備，並廳厘正。巡撫之設，自此始」<sup>[21]</sup>とされる。もっとも、当然のことながら、この記述は天順二年（1458年）の変化に言及していない。けれども、この記載は巡撫都御史の設立を巡撫の起源とみなしうるという観点を示している。

正統、景泰、天順3時代における巡撫の具体的な職務内容については、奥山がさらに詳細な検討をしている。奥山によれば、江南地域の巡撫は財政と民政が主であり、腹里、江西、湖広地区の巡撫は、財政、民政、監察、軍事を管理する。北辺と西南辺境の巡撫は軍事を主としていた（もっとも、北辺の重点が軍糧にあり、西南の重点が作戦と用兵にあったという違いはある）。

萬曆『大明會典』には以下の記載がある。「凡巡撫都御史缺，舊例在内地者，會戸部，在邊方者，會兵部推挙」<sup>[22]</sup>。ここで言及されているのは、嘉靖十四年（1535年）以前の「旧例」である。このとき、中央では、内地巡撫と辺方巡撫の職務内容の違いが認識されていた。すなわち、江南などの巡撫の人事配置では財政が重視され、北辺および西南地区では軍事が主となっていた。奥山は辺方巡撫が都御史を兼任するのは、その業務内容が軍事と関係しているからだ指摘している。提督を兼任する傾向は、嘉靖・隆慶年間に、内地の巡撫にまで拡大された。万曆末になると、内地と外方を問わず、すべての巡撫が提督を兼任するようになった。したがって、奥山は明代巡撫の根本的な起源は、景泰朝の辺方巡撫である、とみなすのである<sup>[23]</sup>。

王躍生は「成化年間に各地には基本的にみな巡撫が設置され、定制となった」とする。「浙江と福建以外」の各省に、巡撫は「ことごとく常置された」のであった<sup>[24]</sup>。これを「起源」と呼ぶか、「常設」と呼ぶか、「定制」とするか。基準と解釈は多様でありうる。

明代巡撫の常設・定制化について言えば、すでに4つの観点を紹介してきた。(1) 宣徳五年（1430年）の地方官化、(2) 正統・景泰年間の増設・

拡大、(3) 景泰年間の辺方(提督)巡撫、(4) 天順年間の巡撫都御史、がそれである。

これら4つの観点に加え、王躍生の(5) 成化年間説、もひとつの観点であろう。もし統兵権をともなった巡兵権を有する巡撫を基準にするなら、(6) 嘉靖・万暦年間、という観点もありえよう。

筆者の理解では、常設と定制は意味を異にする。「常設」については、それぞれに基準があることも許されるかも知れない。しかし、「定制」となるとさらに厳格で明晰な基準が求められよう。定制の基準は、全国一律に全面的に例外なく設置され、しかも、省級行政長官と認定しようということではないだろうか。巡撫設置問題については、後に再度検討することとする。

巡撫が設置された主要な理由は、三司体制に内在した矛盾であった。例えば、『明實録』にはつぎのような記載がある。「先是，廣西布政使周干奉仁宗皇帝，巡視直隸及浙江等言。有司多不得人，土豪肆虐良民苦之。乞命廷臣往來巡撫，庶幾民安田里。又言岳福老疾，不能任事」<sup>[25]</sup>。さらに、英宗復辟後、巡撫は直ちに廃止された。「其各処總督巡撫勸農清軍修理河道攢運糧儲等項添設官員，悉行取回，以除有司供給之擾。精選三司及守令官員，親理庶政，以仁愛寬和使民。以清淨簡默為治。如此則人心自然歛悅。雨暘自然時若。年谷豐登而盜賊息矣」<sup>[26]</sup>。この史料は却って、巡撫の設置と三司体制との間に因果関係が想定しうることを示している。

それでは総督設置の理由はどうか。筆者は、その理由は巡撫設置と大きな違いはないものと考え。もし、この推定が正しくない、とするならば、巡撫と総督の職務の間には明確な違いがなければならない。「分布調度，理餉程功，總督事也；繕边防，固城守，実行伍，輯士兵，巡撫事也」<sup>[27]</sup>という観点があることに加え、嘉靖三十四年（1555年）には「總督主征集官兵，指授方略；巡撫主督理軍政，措置糧餉」<sup>[28]</sup>という規定がみられる。けれども、具体的な任務、その区別の所在などについては、定説は存在しないにひとしい。唯一共通の認識点は、総督の職務は、巡撫に

比べて、より軍事に重きが置かれている、ということだけだとさえ言えるかも知れない。もっとも、多くの人的一致して認識しているように、明代の嘉靖年間以降、巡撫もまた強大な軍事権を有し、特に北辺においては、この点は疑いようのない事実となる。さらに、総督が巡撫を兼任する事例も少なくない。清朝の督撫制度と比べてみると、明代督撫の区別は不明確である、と言わざるをえないのである。

最後に確認しておくべき問題は、明代の督撫は「定制」だったのか、また、同じことだが、「省級行政長官」とみなしうるのかという点である。督撫による三司の統制、特に、省級民政長官である布政使に対する統制例は極めて多い。彼らは「自奉尊嚴，三司皆長跪白事」<sup>[29]</sup>であり、「各該將官並三司官悉聞節制」<sup>[30]</sup>であった。

督撫と布政使の関係については、「初置藩司，與六部均重。布政使入為尚書、侍郎，副都御史每出為布政使。宣德、正統間猶然」<sup>[31]</sup>であったとされる。このような状況は、督撫の権力が拡大し、布政使の権力は、ますます縮小していき、藩司（布政使の衙門）の主要な職務は錢糧の管理になり、「錢糧衙門」とさえ呼ばれていたことを体現している<sup>[32]</sup>。筆者の認識は、明代の総督は「常設」と呼ぶことはできるが、「定制」ではなく、「省級行政長官」とはみなせない、というものである。

範玉春は、政権機構と呼ぶには最低でも4つの基準を満たす必要がある、とする。

(1) 決まった（固定化した）品級、(2) 明確で統一化された職務責任、(3) 比較的固定された管轄区域と規範化された官衙、(4) 法定の下屬機関。彼によれば、「明代の督撫は上述の特徴をまったく備えていない」のである<sup>[33]</sup>。

明代巡撫について言えば、管轄区域の問題にしても、単にそれが固定化されているか否かだけではなく、省域と合致しているか否かが重要である。巡撫の管轄範囲は一般に省よりも小さく、総督の管轄範囲は一般的に省よりも大きかった。総督によっては、6省、7省を管轄するものもあった<sup>[34]</sup>。

つまり、明代には、総督も巡撫も省域を基準にして設置されてはいなかった。いくつかの巡撫の管轄範囲が省域と重なっていた事例はある。とはいえ、それは、少なくとも全面的で全国一律の例ではなかった。省域の基準はやはり布政使司だったのである。したがって、明代の督撫を「定制」だったとみなすことはできない。督撫制度は、清朝初期、康熙四年（1665年）から六年（1667年）に安定化し始め、乾隆二十五年（1760年）になって初めて最終的に完成して定制となるのである。

また、官僚機構の角度から考えると、明代の督撫は主に監察系統に属しており、地方官とは言い難い。法制の規定から検討していくなら、督撫は乾隆十三年（1748年）になって初めて地方官となるのである<sup>[35]</sup>。

その他、明代の督撫は「任務」そのものであって、「職」名ではない。したがって、明代の巡撫は一般に「巡撫某某等処」や「督撫某某処」とされるのであって、地名をともなって職位名化した清朝の形式とは異なる<sup>[36]</sup>。

清末の郭嵩燾は「終明之世，以十三布政使為定員而總督，巡撫或分或並，或設或罷，大率与兵事相始終」<sup>[37]</sup>としている。

實際上、明代督撫の権力は、布政使の上に位置していた。しかし、制度の面から見る限り、その権力は布政使の外にあったのであった<sup>[38]</sup>。つまり、本稿の視点から言えば、「省制度の外」に存在した。したがって、明代の督撫が「常設」だったことまでは論定できても、「定制」と呼ぶには無理があると考えられる。

最後に、明代督撫の実際の配置状況を、辺境にも注目しながら、整理しておくこととしよう。

明代の督撫は「定制」ではなかったので、その任期、任地などは固定されていたわけではなかった。『皇明職方地圖』巻上『兩京十三省地圖表』は、明末崇禎年間の督撫配置の状況を記載している<sup>[39]</sup>。それは以下のようなものであった。

北直隸	順天	★順天巡撫整飭薊鎮等處邊備
北直隸	保定	巡撫保定等府
北直隸	永定	★巡撫山永都御史（新設）
万全	宣府	★巡撫都御史（管糧）
南直隸	蘇州	應天巡撫總理糧儲訊
南直隸	鳳陽	巡撫巡視鳳陽等處（總理漕運）
南直隸	淮安	巡撫鳳陽都御史（漕運總督）
山西	太原	★巡撫山西都御史
山西	大同	★巡撫大同都御史
陝西	西安	★巡撫陝西都御史
陝西	延綏	★巡撫延綏都御史
陝西	寧夏	★巡撫寧夏都御史
陝西	甘州	★巡撫甘肅都御史
山東	寧遠	★巡撫遼東都御史（遼東都司）
山東	濟南	巡撫都御史
山東	登州	巡撫登萊都御史
河南	開封	巡撫都御史
江西	南昌	巡撫都御史
江西	贛州	南贛巡撫都御史
湖廣	武昌	巡撫都御史
四川	成都	★巡撫四川兼理松潘安綿建昌等處都御史
浙江	杭州	巡撫都御史
福建	福州	巡撫都御史
廣西	桂林	巡撫都御史
雲南	雲南	巡撫都御史

計25巡撫

北直隸	順天	★總督薊遼保定都御史兼理糧
山西	大同	★總督宣大山西御史（陽和衛）

陝西	鞏昌	★總督陝西三邊都御史
廣東	廣州	總督兩廣都御史
廣西	梧州	總督都御史

計5總督

督撫の名称の前に★記号があるのは当該書における『邊鎮地圖表』のなかにも記載があるものである。地図集の体裁をとっているため、任地等の名称には規律性が欠けおり、必ずしも正確ではない。けれども、明らかなのは、30箇所の督撫のうち、辺境防衛と関連する督撫が14箇所で、ほぼ半分を占めているということである。ここから、明末における九辺の重要性も浮かび上がってくる<sup>[40]</sup>。

明末巡撫と清初巡撫には連続性が認められる。順治四年（1647年）には24巡撫が存在した。まずは、明末巡撫と清初巡撫は総数の上では近似的である。さらに具体的に見れば、巡撫遼東都御史と巡撫山永都御史を除いた23巡撫のなかで、そのうちの20巡撫が清初においても継続して存在しているのだった。

これに対して総督だが、順治四年（1647年）には、5つの総督が置かれていたが、この年の七月に6総督になった。これらのなかで、宣大山西、陝西三辺と両広の3総督は明末と一致している。もっとも、母数が多くないので、これをもとに統計的になにかを分析・主張することは難しいかも知れない。

第2節では、各省の総督体制の形成過程について見ていくが、ここで最後に西北地域の状況だけ、概観しておくこととする。

明初において、「甘肅」は独立した「省」ではなく、内地の行政単位とは考えられていなかった。例えば、

「明初為陝西行中書省，洪武九年改為承宣布政使司，領西安、鳳翔、平涼、慶陽、延安、鞏昌、臨洮、漢中八府，興安一州。置都指揮使司，行都指揮

使司，領各衛所。置按察使司……三司並治西安，而行都司則分治甘州」<sup>[41]</sup>

現在の甘粛省に相当する地域は、その東側の一部（洮河流域地方）は、当時の陝西省に属する一方で、その西側の一部（甘粛地方）は外地であったのである。つまり、甘粛地方は、陝西布政使司の管轄区ではなく、陝西行都司の管轄に属していた。けれども、状況には少しずつ変化があり、甘粛は陝西省とは別の独立した行政単位とみなされるようになっていった。景泰元年（1450年）以降、「巡撫甘粛等處贊理軍務」が常設化されていき、嘉靖年間以降、甘粛は内地と称されるようになっていくのである<sup>[42]</sup>。例えば、『明實録』嘉靖二十三年（1544年）には

「兵部議覆，御史伊敏生所陳邊務。一募軍士，以守要衝。謂涼州、庄浪、古浪三衛所及鎮羌、紅城子二堡單弱之甚，宜募馬軍三千分布戍守。復於紅城子軍數內，另發三百久屬一把總專戍潛麻灣。計募軍買馬所費還過五萬，而可聯守要害且足以張諸路聲援。一防番夷，以守內地。謂河西境外諸番如亦狼骨等族密過邊境，罕東、赤斤寄住內地過年，侵逼涼州、永昌，且蔓及鎮羌」<sup>[43]</sup>

という記載がある。

康熙五年（1666年）に「甘粛布政使司」が設置されたことは、甘粛が省として独立したことを意味している。甘粛省の成立には多くの時間を要したが、明末以来の「内地」化はその起点としての意味をもつものであったとみることができる。

## 2. 清代総督体制の成立過程

清代総督体制の原型は、康熙四年（1665年）五月に成立した。この時、

総督の大規模な統合、合併がおこなわれ、その結果、全国各地には、直隸山東河南総督、兩江総督、浙江総督、福建総督、湖広総督、四川総督、山陝総督、兩広総督、雲貴総督の9総督体制が生まれた<sup>[44]</sup>。この時点で、乾隆二十五年（1760年）以後の8総督体制と似た体制ができあがった。けれども、類似しているのは総数だけであって、実際上は、総督の総数は、その後も6から10の間で、頻繁に小規模に変動したのだった。このように、康熙四年（1665年）の9総督体制は、まだ安定した体制とみなすことはできない。もっとも、清代総督体制の原型が、康熙四年（1665年）に基本的に形成されたとみなすことは可能であろう。

順治二年（1645年）に、宣大山西総督、陝西三辺総督、浙閩総督、湖広四川総督、淮揚総督等の5総督が設置された。その後、総督総数にはいくらかの増減があった。最大の変化は、順治十八年（1661年）のものである。この時、総督はほとんどすべての省に設置されて、15総督となった。しかし、この15総督体制は極めて短い期間しか存在せず、康熙四年（1665）五月になると、8総督に減少したのであった。清代総督制度は、乾隆二十五年（1760年）に、陝甘総督と四川総督が設置された際に最終的に成立する。それは同時に清代省級地方行政体制としての督撫体制が完成したことでもあった。この後、清末までずっとなんの変化もなかったのである。

ここで清代の巡撫と布政使についても簡単に再整理しておくと、康熙四年（1665年）には全国18巡撫体制が成立し、康熙六年（1667年）には1省1布政使となり、直隸以外の各省で17布政使体制が成立する。このように見てくると、「省級行政・民政長官」としての「巡撫・布政使体制」は康熙初期にほぼ同時に成立していた。もとより、清代省級地方行政制度は、乾隆二十五年（1760年）の総督体制の成立を待って完成する。けれども、1省1巡撫1布政使という省級地方行政管理体制は、総督制度に先立って、康熙初期にすでにほぼ完成していたのだった。

乾隆二十年代以後の督撫制度が、しばしば清代督撫制度の典型とみられ

がちであるけれども、それ以前に、順治元年（1644年）以来、百年以上に及ぶ総督体制の形成期があった。この時期にはさまざまな変遷があり、後に定制となった8総督・15巡撫体制によってこの形成期の督撫制度を代表させることはできない。清代の省級地方行政制度を研究するにあたって、乾隆二十五年（1760年）以前の督撫制度の成立過程には、十分な注意が払われてきたとは言い難い。本節では、康熙四年（1665年）に基本的に形成された清代総督体制の原型が、乾隆二十五年（1760年）に最終的に成立するまでの具体的なプロセスを検証しておくこととする。

## 両江総督

両江総督は、康熙四年（1665年）から清末までずっと存在していた。この点から考えると、その他の総督と比べて早々と安定化したとすることができる。その管轄領域にあった江寧、安徽、江西の3巡撫体制も変化がなかった（江寧巡撫は、康熙二十五年（1760年）に江蘇巡撫に名称が変更された）。ただ、順治十八年（1661年）に江南省に左右布政使が設置された際に、左布政使（その後、安徽布政使と改名される）の居城は管轄域外に置かれ、右布政使の居城は管轄域内の安慶府に置かれた。

康熙十三年（1674年）から、康熙二十一年（1682年）までの僅か8年の期間、両江総督は江西総督と、江南総督に分割された。康熙十三年（1674年）七月：

「江西巡撫董衛國疎報閩賊出犯杉關新城失守。至是，又疎報賊攻破石城声犯寧都。上諭贛州乃入粵孔道，將軍布爾根、巡撫董衛國等務會同商酌固守之策，並促副都統甘度海、署副都統公倭赫等速赴江西」<sup>[45]</sup> 同月庚辰「命另設江西總督員缺。昇江西巡撫董衛國為之」<sup>[46]</sup>

ここから江西総督は軍事的理由から設置されたことが知れる。状況の変

化のため、江西総督はその後早々と廃止された。康熙二十一年（1682年）：

「調江西總督董衛國為湖廣總督。裁江西總督缺、歸併江南總督、為江南江西總督」<sup>[47]</sup>

以上から、両江地域の3省1総督3巡撫体制は、軍事的理由から極めて短い期間、2総督が置かれたことを除けば、早くから安定していたと言えることができる。

## 閩浙総督

この地域も、全体的には相当安定していたとみることができる。閩浙総督には、絶え間なく、それを福建総督と浙江総督に分割する力が働いた。その結果、分割と再統合が繰り返された。だが、分割・統合の範囲は終始、福建省と浙江省の領域内でおこなわれたのだった。

福建総督と浙江総督は、康熙八年（1669年）三月に統合されて浙江福建総督となった。康熙九年（1670年）四月に再度分割され、康熙二十三年（1684年）五月、その後もう一度統一されて福建総督となった。分割・統合の理由は、『清實録』にも記述は見当たらない。康熙二十六年（1687年）三月、福建総督が浙江福建総督に改名された際、両省を一括管理すべきことが提案されている。

「後將浙江福建總督缺、改為福建總督、然浙江福建皆系近海地方、請仍改福建總督為浙江福建總督、似屬有益。從之」<sup>[48]</sup>

この地域の特徴に対する認識から閩浙は統一して管理するという発想が芽生えたことが、ここから知れる。雍正五年（1727年）十一月に再度、分割されることになったが、これは、明らかに臨時的な措置であった。『清

實録』にはつぎのようにある：

「諭内閣，戸部侍郎原任常德寿到京時著署理戸部侍郎事務。浙閩總督高其倬辦理兩省之事，才力少不及，李衛著授為浙江總督管巡撫事，從前鄂海楊琳為總督時，因不能兼攝兩省之事，是以曾用年羹堯為四川總督，孫毓琦為廣西總督，總之酌量時勢，因人而施也。今李衛亦照此為浙江總督，不為浙江定例」<sup>[49]</sup>

この度の分割は官僚の統治能力不足が招いたということがここから知れる。さらに、以下の事実も、この分割の臨時性を理解することを助けてくれる。雍正十二年（1734年）：

「諭内閣，向以浙江吏治營伍俱須整理，而浙閩總督駐劄閩省，未免隔越。是以特授李衛為浙江總督兼管巡撫事務。此系因時制宜，隨才任使，一時變通之政，並未永著為例也。今浙江事務，經李衛辦理以來，已漸整頓，而程元章又以伊之才力，難兼總督巡撫鹽政三重任，恐致曠誤為辭，近郝玉麟來京陛見。朕看其才具精神，足以貫注兩省，著仍照舊制，授郝玉麟為浙閩總督，程元章以總督銜專管浙江巡撫並兩浙鹽政事務」<sup>[50]</sup>

ここに見られるとおり、必要な人材が得られると、すぐに旧制に復された。同時に、一般の行政以外に、この地域には「塩政」という重要課題があったことが知れる。塩政の重要性は、2年後の再度の分割において、よりはっきりと見て取れる。乾隆元年（1736年）二月：

「諭總理事務王大臣，兩浙鹽務向來廢弛。自李衛為浙江總督以來，留心整理，諸事妥協。及李衛離浙，程元章接任，其性辦理迂懦，鹽政漸不如前，是以皇考諭令布政使張若震暫行兼管。前据張若震奏稱，藩司之職，經管通省錢糧，頭緒繁多，難以兼顧鹽務，且緝私全賴官辦協力，未免呼應不靈，

恐誤公事等語，張若震准解鹽政之任，俾得專於職守。大學士嵇曾筠現為浙江巡撫，著照從前李衛之例，改為浙江總督兼管兩浙鹽政，其管轄地方，節制官辦等事，悉照李衛前例行，嵇曾筠既為浙江總督，郝玉麟著以閩浙總督銜專管福建事務」<sup>[51]</sup>

当地の塩務の負担の重さは、優秀な官僚であった郝玉麟にでさえ2省総督の兼任を不可能とさせるほどのものなのであった。また、「照李衛前例」の表現から、当時の官僚社会にあった普遍的なロジックを見て取ることが可能である。つまり、「旧制」が制度改革の原因となると同時に、例外的な「先例」もまた、往々にして、制度改革の理由または口実になりえたのであった。

けれども、「旧制」はやはり往々にして、「先例」よりもさらに強固であった。乾隆三年（1738年）九月、浙閩総督が復置された後、再度変化が起こることはなかった。

「浙江原系應差巡撫省分，今仍循照舊制，改歸閩浙總督管轄，郝玉麟著改給閩浙總督敕書關防，浙江巡撫員缺，著福建巡撫盧焯調補，兼管鹽政」<sup>[52]</sup>

## 両広総督

両江総督もまた、康熙四年（1665年）以来清末まで、ほとんどずっと、2省1総督2巡撫体制を維持した相当に安定した地域であった。ただ、雍正元年（1723年）八月から雍正二年（1724年）四月の半年強の期間、広東総督と広西総督が設置された。このことにはおそらく、雍正元年（1723年）八月に出された吏部尚書隆科多等の奏疏が影響していた。そして、つぎのような上諭が出された。

「廣東、廣西相融甚遠，楊琳難以兼顧。孔毓珣將伊標下兵丁操演甚好。

着照川陝總督鄂海、年羹堯各管一省。總督事務，孔毓珣着戴翎子換給總督印信。欽此。」<sup>[53]</sup>

もっとも、その結果は半年強過ぎた後の原状回復だった。したがって、1総督2巡撫によってこの地域を統治するという体制は制度として合理的だったといえるのであろう。その他、雍正五年（1727年）二月から雍正十二年（1734年）十二月までの期間、鄂爾泰が雲南、貴州、広西3省の総督となった。この期間、広西省は両江総督の管轄を離れることになった。この事例は、苗族の鎮圧問題と関係している。この問題は、次項で、再度論じることとする。

## 雲貴総督

長期的な視点で見ると、雲貴総督も比較的安定していた。基本的には、2省1総督2巡撫の体制が維持されたのであった。検討するに値するのは、雍正五年（1727年）から雍正十二年（1734年）までの期間に雲南貴州広西総督が設置されたことと、乾隆元年（1736年）から乾隆十二年（1747年）の期間に雲南総督と貴州総督が置かれたことである。

雍正帝の厚い信頼を受けた鄂爾泰が、雍正五年（1727年）二月、命を受けて雲南貴州広西総督に着任した。雍正十二年（1734年）の以下の記載から、その目的は苗族の鎮圧にあったことが知れる。

「吏部等衙門遵旨覆奏，廣西一省向与黔省均有辦理苗疆事務，是以暫令雲貴總督統轄。今黔粵兩處苗蠻輸向化，用兵事竣。請循舊制，將廣西省就近仍歸廣東總督統轄。從之」<sup>[54]</sup>

このような異例の措置は、当時、鄂爾泰が推進していた改土帰流政策と関係していよう。

さらに、乾隆元年（1736年）六月にはつぎのような記載がある：

「諭貴州苗疆事務，自張廣泗經略以來，漸次就緒。但善後事宜正須料理，必事權歸一，始可專其責成。張廣泗著授為貴州總督兼管巡撫事務。尹繼善著為雲南總督，專辦雲南事務。俱另行鑄給關防，其經略印信，俟軍務告竣時，再行繳部」<sup>[55]</sup>

ここからは、苗族を鎮圧するために、権力の統一化、専権化が必要とされていたことが知れる。乾隆十二年（1747年）三月：

「貴州總督張廣泗於此等苗蠻情形素所熟悉。貴州地方，張廣泗料理以來，現在妥協苗種向化可以無虞…雲貴二省原系總督一人管轄，著仍復舊制，即以張允隨授為雲貴總督」<sup>[56]</sup>

さらに、一度鎮圧が終わった後には、もう一度、雲貴總督が復設された。2省1總督2巡撫の体制はやはり、「旧制」として尊重されたのであった。

### 湖広總督・四川總督・陝西總督

この地域は、總督の分割と統合が最も激しかった地域である。したがって、利害対立や問題が複雑で多様だったことが知れる。康熙四年（1665年）五月の時点では、山陝總督、四川總督と湖広總督の3者が併存していた。康熙七年（1668年）十月に最初の変化が発生し、四川總督と湖広總督が統合されて川湖總督が成立した。康熙十一年（1672年）正月：

「諭吏部兵部，陝西幅員遼闊，邊疆重地，防禦宜周，省城有將軍滿兵駐防，總督衙門應移駐近搶要地方，專管陝西以便控制。其山西省附近京師，應照山東、河南例。令該撫料理」<sup>[57]</sup>

こうした状況から、「幅員遼闊」を理由として、陝西に総督を置き、山西には巡撫だけを置いたことが知れる。このとき、山東、河南が先例とみられていることが注意をひく。その他、ここで言及されている陝西は、後代の甘粛省の一部を含んでいることに留意が必要である。

その後、康熙十三年（1674年）二月、四川総督が復設された。このことは、呉三桂が兵を挙げたことと一定の関連がある。その後、康熙十九年（1680年）十一月、四川総督は陝西総督と統合された。

「論白氣見於西方，天象垂戒，必有征驗，爾等各抒所見奏聞，工部侍郎趙璟、金鼐奏，近聞陝西轉餉入蜀，人民滋困。押運官不知軫恤，請敕部議，作何休息。兵部尚書宋德宜奏，陝西四川，不必各設總督，宜一人統理兩省，庶人民勞逸，可以酌劑均平，上諭吏部，改陝西總督哈占為川陝總督」<sup>[58]</sup>

ここから、穀物の流通が両省統合の理由だったということが知れる。三藩之乱収束後には、このような平時の日常的要素が重きをなした。

その後、乾隆二十四年（1759年）まで、四川総督と陝西総督との統合と分割が繰り返された。それ以前には、順治初から康熙十三年（1674年）まで、四川総督と湖広総督間の分割と統合がおこなわれていた<sup>[59]</sup>。この2つの事例からは、四川省と陝西省との関係緊密化が新しい時代の趨勢であり、課題となっていたことが知れる<sup>[60]</sup>（さらに、ここで引用した史料のなかには、「旧制」、「旧例」などの文字がない。この地域には、「旧制」と呼ぶほどの制度はなかったのかも知れない。けれども、順治年間の8年間には、川陝三辺総督が設置されていたことがあった。したがって、以前にこの2省の間にまったく関係がなかったというわけではない）。

湖広総督にはこの後、管轄区域の変化は見られず、1省1総督2巡撫の安定した体制が続いた。そこで以下では、論述を四川と陝西に限定することとする。

康熙五十六年（1717年）、ツェワンラブダンが兵を率いてチベットに

入った。康熙五十七年（1718年）から康熙五十九年（1720年）の期間、清政府はジュンガル討伐のために派兵をおこなった。このような軍事的状況のもとで、康熙五十七年（1718年）四川総督は再度、独立した総督になった。

「諭議政大臣等、四川巡撫年羹堯自軍興以來辦事明敏又能督糧西去進剿之兵会同青海公丹仲之人運食物米糧接濟殊属可嘉、従前四川地方亦曾設總督、年羹堯系巡撫止理民事、無督兵責任、見今軍機緊要、將年羹堯授為四川總督」<sup>[61]</sup>

けれども、このような軍事的理由によるものが臨時の措置であることは、康熙六十年（1721年）に、陝西総督と再度統合されていることから知れる。

雍正三年（1725年）十月から雍正四年（1726年）十一月、今度は山西総督が復設された。雍正九年（1725年）二月、再度、川陝総督は分割されて、四川総督が設置された。

「朕又思川陝二省、地方数千里、甚為遼闊、今西邊有辦理軍需之事、總督一員、難控制。向來川省曾設總督今仍著添設四川總督一員」<sup>[62]</sup>

当然のことながら、このような軍事的必要から発生した分割は、一旦軍事行動が収束するとすぐに旧に復された。雍正十二年（1734年）清政府とガルダン・ツェレンは和議を結んだ。雍正十三年（1735年）十二月：

「又諭、川陝兩省舊制設立總督一員、嗣因西陲用兵、辦理軍需事件、是以分設四川總督、今大兵撤回、軍務漸竣、應仍照舊制、設立川陝總督」<sup>[63]</sup>

このとき、川陝総督について、初めて「旧制」という表現が用いられた。

康熙十九年（1680年）両省が統合の傾向を見せたことについて、「新しい時代の趨勢」と指摘したが、それは、50年以上たって、「旧制」と認定されたことになる。もっとも、ここにおそらく当該制度の終わりの始まりも見ることができる。乾隆十三年（1748年）十一月、別の理由で四川総督が復設された。

「分設四川、陝甘總督諭川陝總督，統轄四川、西安、甘肅，幅員甚為遼闊，在尋常無事之時，尚虞鞭長莫及。現今金川軍務未竣，地方公事，及疇辦軍需，一切調度，督撫駐劄西安，難於遙制，即將來平定。亦經理需人，從前曾經分設總督，就近總理，尚書尹繼善，今現奉差在陝，著即授為陝西總督，策楞著授為四川總督管巡撫事」<sup>[64]</sup>

幅員「甚為遼闊」という理由は、雍正九年（1725年）にも用いられている。けれどもそれは、明白に軍事上の理由であった。すなわち、改土帰流にもなって現れた四川省の軍事的緊張がその背景にあった。その他、この上論では、陝甘総督の名称が使われ始めている。この点には注意が必要である。

乾隆二十四年（1759年）七月、甘肅総督が設置された。これと関連して、再度、もともとの川陝総督体制が採用された。

「陝甘總督楊應琚奏西陲平定，幅員廣大，陝西甘肅，非一總督所能兼理，請將西安總督改為川陝總督，四川總督改為四川巡撫，甘肅巡撫改為甘肅總督管巡撫事」<sup>[65]</sup>

けれども、康熙年間以来の体制は、時代の変化のなかで、すでに過去のもの変わっていた。乾隆二十五年（1760年）、陝甘総督、四川総督の並立体制が形成され、清代督撫制度の完成期を代表する体制が確立したのであった。陝甘総督の管轄範囲は非常に広く、この問題は、乾隆二十年

(1764年) 三月に、甘肅巡撫を廃して、甘肅省が陝甘總督の專管地域になることで解決された。この変化に際して乾隆帝の認識はつぎのようなものであった。

「朕…因念陝甘總督，所轄既廣，勢難兼顧，是以准議將陝甘總督，改為甘肅總督，而陝西一省，歸於川督管轄。然軍需之際，恐隔省呼應不靈，是以雖定有此制。仍命照舊統轄，俟軍需辦完，再降旨如新制，今思新辟各處，俱有大臣駐劄，無須更設道員，則甘督，統轄二省，其四川總督，不必兼管陝西」<sup>[66]</sup>

このことは、乾隆帝が陝甘總督と四川總督の並立を「新制」と認めたことを意味していたと言える。

## 直隸山東河南總督

直隸山東河南總督が設置されていたのは、順治六年（1649年）八月から順治十五年（1658年）五月の期間である。

直隸省には注意すべき現象が見られた。順治六年（1649年）、直隸省には順天巡撫と保定巡撫の2巡撫が置かれた。この年の八月、直隸山東河南總督が設置されると同時に、保定巡撫が廃止された。そして、順治十五年（1658年）五月に直隸山東河南總督が廃止された後、七月に保定巡撫が復設されたのである。この後、順治十八年（1661年）十月、直隸總督が設置された。同時に、山東總督と河南總督も設置された。当時の吏部尚書車克等の上奏にはつぎのようにある。

「直隸原設巡撫二員。順治六年八月内會議，設有直隸總督一員，因裁去保定巡撫。後於順治十五年七月内奉旨，向回地方定，初設直隸總督以資彈壓，今可不設，但隸直八府幅員遼闊，著再添巡撫一員，分行管理。欽此。

目□設保定巡撫一員。今直隸復設有總督題明駐劄河南府，則巡撫似應裁去一員，或裁保定巡撫，或裁順天巡撫。恭候上裁」<sup>[67]</sup>

この結果、順天巡撫は廃止された。総督と巡撫の設置・廃止には密接な関係があったことが見て取れる。その他、当時の刑部尚書衛周禰等はずつぎのように奏している。

「保定巡撫王登聯為畿輔地方寥闊等事疎稱，駐劄之地非真定適中之區不可，真定原有舊撫署，因修葺不煩創建等語。查保撫宜移真定，臣部覆已於台臣張問政疎內議明，應移駐真定，無容再議，恭候命下，臣部遵奉施行」<sup>[68]</sup>

この後、十二月、「命保定巡撫，移駐真定府」となった<sup>[69]</sup>。

康熙四年（1665年）五月、直隸総督は、直隸山東河南総督に改められた。この状態は、康熙八年（1669年）七月まで続いた。その後、直隸、山東、河南にはそれぞれ、巡撫が設置された。康熙十一年（1672年）、山西総督が廃止された際、「應照山東、河南例，令該撫料理」との命が出された<sup>[70]</sup>。すなわち、当地の巡撫が、それぞれ山東、河南を専管している「例」から、山西巡撫に山西省を管轄させた。山東と河南の事例が安定化し、すでに先例としての意味をもっていたことが知れる。

雍正二年（1724年）十月、直隸総督が設置されると同時に、直隸巡撫が廃止され、ついにこれが定制となった。この後、華北地域では、直隸総督、山東巡撫、山西巡撫、河南巡撫が設置されることになった。短期間の変化はその後もあったが、この体制は基本的に清末まで続くことになったのであった。

雍正六年（1728年）五月から雍正十三年（1735年）十一月の期間、河東総督が設置されていた。初代の河東総督は雍正帝の厚い信任を受けた田文鏡であった。さまざまな観点から見て、河東総督の設置は雍正帝の彼に対する高い評価からおこなわれた臨時措置だったことが知れる。

「若各省督撫皆能如田文鏡鄂爾泰，則天下允称大治矣。朕久欲用田文鏡為他省總督，因豫省官民，受其化導撫綏，深切愛戴，朕不忍令其舍之而去，今思山東民俗官方，宜加整理，河南与山東地界相連，以田文鏡之精神力量辦理兩省之事，綽然有余，著將田文鏡授為河東總督管理二省事務，凡山東應行關會總督案件，俱照別省總督之例，定限辦理。山東官吏不得藉口有所稽遲。此朕因人設立之曠典，不為定例」<sup>[71]</sup>

雍正帝自身が述べているように、河東總督の設置はまったくの特例的措施であった。それを裏付けるかのように、雍正帝の死後、その職位は即刻廃止されている。

「論河南地方，自由田文鏡為巡撫總督以來，苛刻搜求，以嚴厲相尚，而屬員又復承其意指，剝削成風，豫民重受其因，即如前年匿災不報，百姓至於流難，蒙皇考降旨嚴飭，遣官賑恤始得安全，此中外所共者。乃王士俊接任河東，不能加意惠養，且擾亂紛更，以為干劑，借墾地之虛名，而成累民之實害，彼地民淳朴，謁蹶以從，罔敢或後，甚屬可加，然先後遭督臣之苛政，其情亦可憫矣，王士俊著解任，來京候旨，河南仍照舊例止設巡撫」<sup>[72]</sup>

河南と山東には、ただ巡撫だけが置かれ、總督は設置されなかった。このことはすでに「旧例」となっていたのであった。

清代總督体制の最後の成立プロセスを総覧してみると、以下のことを指摘することができる。両江、湖広總督の設置は康熙年間に早くも安定化していた。閩浙、兩広、雲貴、直隸總督は雍正から乾隆初期の期間に安定化した。四川、陝西、甘肅總督体制は、最後に乾隆二十年代中期になってやっと安定化した。その他、本節での検討をとおして、前近代の行政体制において、「旧制」や「旧例」のもつ説明能力についても了解することができた。また、軍事上の必要も、總督の統合と分割に無視できない作用を

及ぼしていた。

清代総督体制はこのような経緯をへて最終的に成立した。巡撫体制も、布政使司体制も、康熙初期には早くも基本的に形成された。したがって、総督体制の成立は、同時に清代省級地方行政制度の完成をも意味していたのであった。

### 3. 清代省級地方行政制度の完成とその意義

康熙四年（1665）の全国18巡撫体制の成立、さらに、康熙六年（1667）の1省1布政使司への改変などにみられるように、乾隆二十五年（1760）の省級地方行政管理体制の完成に先だって、清代省級地方行政管理体制は、総督体制を除けば、康熙初期には基本的な完成をみていたのであった。総督体制の方は、康熙四年（1665）にその原型である9総督体制が形成された後に、つぎのような成立過程をたどった。

すなわち、両江、湖広総督は康熙年間に早々と安定化した。また、閩浙、両広、雲貴、直隸総督は雍正から乾隆初期の期間に安定化した。四川、陝西、甘肅総督体制は、最後に乾隆二〇年代中期になってはじめて安定化したのであった。

もっとも「省級」と呼ぶ以上、18省体制の成立も重要な要件となる。省級地方行政管理体制の形成にとって、乾隆二十三年（1758年）に先立つ18省体制の成立も重要な与件となった。

上述のとおり、清代総督制度は康熙初期に基本的に形成された。その後、いくらかの変遷をへるものの、そこには固定化・安定化に向かう発展趨勢が存在した。この点は、以下の康熙二十六年（1687年）の史料に充分に見て取れる。

「皇上夙夜孜孜，勤求治理，政務俱已全備，寰宇已極昇平，並無應行應

革事件，前輔政大臣時，各省皆有總督，自皇上親政以來，酌裁總督員缺，惟設江南江西一總督，廣東廣西一總督，雲南貴州一總督，湖南湖北一總督，四川陝西一總督，浙江福建一總督，後將浙江福建總督缺，改為福建總督，然浙江福建，皆系近海地方，請仍改福建總督，為浙江福建總督，以屬有益。從之」<sup>[73]</sup>

ここに見られるのは、布政使を内に含んだ督撫による省級地方管理の制度は、康熙年間にはすでに相当な完成度に達していたということである。けれども、督撫制度は、清代前期においては、なお依然として明代以来の欽差官としての臨時性をもっていた。このような欽差官としての臨時性をもった督撫は、事実上も、そして、名義上も、乾隆初期に定制化への転換点を迎えることとなった。乾隆十三（1748年）十一月：

「大学士等議覆吏部尚書王安國奏稱，明洪武初，內事總於六部，外事總於布政使，故以官名其地，其後設巡撫制，布政使已為屬官，而地方徒冒其名，在明已屬牽強，今外官之制，督撫專制一方，而『會典』載天下府県及外官品級，猶以布政使司布政使領之，稱名殊覺不順，請改『會典』所載，外官品級，以督撫居首，次及布按兩司等語，查定例…俱授為右僉都御史，是督撫品級，不論外任而京銜，『會典』俱附載於都察院，且巡撫以副都御史三品之銜，僉都御史四品之銜，而統轄布政司從二品，故督撫雖為常設，皆屬欽差，而地方事悉掌於布政使，立法本議，極為精密，但督撫總制百官，布按皆為屬吏。該尚書所奏，亦屬大小相丞之義，應如所奏，外官官制內，首列督撫，次列布按等官，庶這允協，抑巡撫兼銜…從之」<sup>[74]</sup>

清代督撫制度を明代と比較して検討する場合、その対象とするべきは、布政使司ではなく、三司体制である。それは、清代の省制度である督撫制度に対応する明代の省制度が、三司体制そのものだからである。前述のとおり、明代にも督撫は存在していた。そして確かに明代の総督・巡撫は、

民政、司法、軍事などの面で事実上広範な行政権を行使していた。しかし、その権力は督撫としての固有の権力ではなく、督撫が布政使、按察使、総兵官などを統制する場合に限るという前提のもとで行使された。明代総督巡撫は、常設ではあっても、定制ではなかったのである。明代において、省級行政長官の職権は三司に分割され、省級民政長官である布政使が一省を代表していた。したがって、明清間で督撫を比較しても、それは臨時的なものとの比較となり、形成過程の検討にはなりえても、省級行政制度間の比較にはならない。清代の督撫が布政使の上にあったのに対し、明代の督撫は布政使の外にあった。言い換えれば、明代督撫は、省制の外にあった、と言うべきである。省級の制度として比較すべきは、明代の三司制度と清代の督撫制度なのである。前者は、明代の省級地方行政制度であり、後者は清代の省級地方行政制度を代表した。

厳密に言えば、「行政」という言葉の内容も多義的である。狭義には、司法、軍事を除いた民政が（財政を含んで）行政ということになる。広義には、上記三者を総合したものとも言えよう。ここでは、広義の意味で「行政」を用い、狭義の行政には民政を用いることとする。

明代三司体制の最大の特徴は、地方権力の分割である。布政使、按察使、都指揮使が、民政、司法、軍事の職権を分掌し、相互に牽制し、これら三司を統括する行政官は設置されなかった（民政長官である布政使司は左右布政使司に二分されさえた）。言い方を変えれば、三司体制をその特徴とする明代の省級地方行政制度にあっては、そこに「行政長官」は設置されなかった。明代には単独の「省級行政長官」はなかったのだと判断される。さらに正確に言えば、明代の省級行政長官とは「三司体制」そのものであり、現実には、省級行政長官の権力は、三司に分散されて存在していたのであった。布政使は行政長官ではなく、民政長官であった。そして、民政長官として、布政使は一省を代表した。筆者の立論はこのような認識をもとにしている。三司体制は、明代省級行政制度の最大の特徴であるばかりでなく、同時に、その最大の欠点でもあった。行政長官を設置しな

かったことが導いた統制力の欠乏ゆえに、三司体制自体がこの点を補う巡撫、総督の出現を招来したのであった。

清代督撫制度がこの欠点を克服したことは明白であった。緑営軍の統制権を除けば、督撫は民政、司法、軍事の広範な権力を集中的に掌握していた。督撫はその権力集中ゆえに、省級の「地方行政長官」と呼ばれたのである。

けれども、中国の歴史において、強力な、特に、財政権と用兵権を掌握した地方行政長官の存在は、つねに、中央権力にとって潜在的な脅威となってきた。明代三司体制は、徹底した権力分割によってこのような脅威を抑止しようという意図を体現したものであった。地方権力の分割によって中央に対する脅威を削減する。この課題が、清一代においては引き続き存在することとなった。

督撫権力の類似性こそ、この問題を証明する根拠のひとつではないかと、筆者は考えている。清代の督撫制度に言及した多くの論者のなかで、督撫が実際にはどのように権力を分掌していたのかという問題については、そのほとんどが曖昧な回答をしている。王躍生はその論文のなかで、「われわれが一旦具体的な資料に接すると、それら（総督と巡撫：引用者）の相違をみつけるのがとても難しい。多くの場合には、この二者の職権は、お互いに交わり、相互に浸透しているのである」<sup>[75]</sup>。この点は、清代史研究者の共通の感覚を表している。総督と巡撫の職権がどのように違うのかについては、明快な説明がなされたことはない。幾多の説明が試みられてきたが、皮肉なことに、むしろ、両者の職権の類似性を浮き彫りにする結果になってきた。ここで重要なことは、発想の出発点を変えてみることではないのだろうか。すなわち、督撫の職権はむしろ類似して当然、なのではないだろうか。

『清實録』などの資料において、督撫に言及した部分では、「節制」の二文字が頻繁に用いられる。督撫職権の類似性を考えるとき、思い到るのは、権力分割の意図である。明代三司体制は、省級行政長官の権力を機能

にもとづいて分割したものであり、つまりは、単独の省級行政長官を廃止して、権力分割を実現したことに等しい。これに対して、清朝は総督・巡撫間の相互牽制（節制）をつうじて、すなわち、同じ一級に二種類の省級地方行政官を設置することをつうじて、さらに高いレベルにおいて、権力分割を実現しようと意図したのであった。その根拠となるのは、督撫両者の職能の類似性に加え、総督・巡撫の任地の区画が一致していないことである。もし、管轄地が重なっているなら、結果は牽制ではなく、むしろ衝突か癒着の可能性の方が高い。牽制を実施するためには、管轄地が重複していないほうがより適切であった。巡撫がほとんどすべての省に設置されたのに対し、総督は二ないし三省を管轄地とした。その目的は相互牽制にあったとみなされるべきであろう<sup>[76]</sup>

振り返って考えると、順治十八年（1661）に1省1総督となって成立した全国15総督体制が、4年たつと廃棄されてしまったひとつの原因もここにある。なぜなら、督撫の相互牽制の角度から見ると、15総督体制が生み出した1省1総督1巡撫という状況は、理想的ではないばかりか、職権の対立を招くだけのものだったからである。

康熙四年（1665年）に成立した18巡撫体制も、康熙六年（1667年）に成立した17布政使体制も、その完成後は極めて小規模の変化をへただけであった。けれども、これらとは反対に、総督体制の完成には、さらにかんりの期間を経過しなければならなかった。なぜかと言えば、この期間は、総督と巡撫が牽制しあうのに理想的な管轄区割りを追求する過程であったと理解できるからである。当然のことながら、総督が数省を管理することには、一定程度の合理性があり、総督を設置する目的を完全に巡撫に対する牽制に帰一させることはできない。しかし、もし万が一、総督を設置する目的が合理的に地方を管理することだけにあるとすれば、省級には布政使があるのであるから、いっそのこと、巡撫を全て廃止して、全省に「総督一布政使」式の一元的管理体制を築くほうがいっそう合理的である。行政管理効率の向上という観点から考えると、総督と巡撫の交錯した

配置には、まったく合理性をみいだすことはできない。したがって、筆者は、省級に総督と巡撫という二種類の地方行政長官が設置された目的は、権力分割（総督と巡撫間での権力の相互牽制）問題と切り離すことはできない、と考えるのである。

さらに、康熙四年（1665年）に総督が数省を管理する体制の原型が形成され、同時に1省1巡撫体制が成立し、康熙六年（1667年）には、明代以来の左右両布政使が廃棄され、1省1布政使が定制となった。このことは、さらに高いレベルで総督—巡撫間の相互牽制を図り、権力分割を実現させた結果、二つの布政使を内に含んだ複雑な相互牽制関係を整理することが可能となり、行政効率が追求されたことを意味している。布政使の一元化は、督撫の並立の目的が権力分割にあったことのもう一つの根拠であるといえる。

一般的に言えば、総督は兵政を主とし、巡撫は民政を主とし総督の命を聞いた。けれども、1省1総督2巡撫或いは3巡撫という標準的な体制が採られなかった特殊地域も存在した。

「惟原立法之始，地方吏治歸各省巡撫經理，聽節制總督，而總督專主兵，是以河南、山東、山西專設巡撫即不復設提督，為不欲使武臣主兵而巡撫又不得統轄提督，故為巡撫兼銜。直隸，四川專設總督，仍兼巡撫銜，大致以兵事歸總督，以民事歸巡撫，此國家定制也」<sup>[77]</sup>

すなわち、山東、山西、河南には、ただ巡撫のみがあり、総督は設置されていない。その理由は、これらの地域が直隸の周囲にあり、中央権力が比較的容易に監督を実行できることにあった<sup>[78]</sup>

これらの省の巡撫は、正規軍である緑營の指揮官である提督を兼任しており、この点で、その他の地域の巡撫と異なっている。直隸、四川、甘肅で、総督が巡撫を兼任して一元的に管理している理由は、これらの地域が、

要地であるためにとられた特殊措置なのである。例えば、直隸では、雍正二年（1724）十月に、直隸総督が設置され、同時に、直隸巡撫が廃棄され、直隸布政使が設置され、定制となった。直隸が要地であることは言うまでもない。四川省は改土帰流以来、一貫して軍事的緊張下にあった場所である。甘肅省は領域が広大なだけでなく、新しく開発された地域として、常に新しい課題に直面していた。総督が一元的に管理することで、行政の効率性が得られるとする考え方は以下の貴州総督の事例が示している。「但善後事宜，正須料理，必事權歸一，始可專其責成。張広泗著授貴州総督，兼管巡撫事務」<sup>[79]</sup>。

また、「天下巡撫，尚滿漢參半，総督則漢人無一焉」<sup>[80]</sup>という指摘があった。ここで示されている数値は、それほどに厳密なものとは言えず、この記載は、当時の状況を必ずしも正確に説明してはいない。けれども、少なくとも、総督と巡撫の満漢比率に差異があり、満人が総督に任命される比率が非常に高かったことを、この指摘は示している。この現象は、総督と巡撫の間の牽制関係を前提にしてみても、いっそう示唆的なものとなる。

## むすびにかえて

明代三司体制は、権力分割によって地方権力の割拠性を回避するという課題に対しては、非常に理想的な体制であった。しかし、単独の省級行政長官の存在しない体制は、統制力の欠乏という欠点を不可避免的に露呈せざるをえなかった。清代督撫制度は、民政、司法、軍事の三権を統括する事実上の行政長官の設置を意味しており、一方で、統制力の保持を保証する一方、別の面において、督撫間の相互牽制による権力分割システムを内に含んで、さらに高いレベルで、統制力の確保と権力分割の間の矛盾という課題を解決したものであった。このことは、省級地方行政制度のいっそうの完成を意味していた。そしてさらに、総督と巡撫の間の相互牽制体制は、

布政使、按察使を内に含んで、いっそう精緻に形成されていたのであった。奏摺制度のなかにもつぎのような事例を見ることができるのであった。「命直省布按兩司照旧奏事…夫督撫果能公正自矢，毫無欺隱，固不待旁人之糾察，若使稍有未協，而兩司均得据實人告，則督撫亦有所防檢而不敢恣，此亦互相覺察之一道也。兩司方面大員，豈可緘默自容，僅以博督撫之歡心耶…兩司奏事之例，並未降旨停止，應陳奏者，即照常具奏」<sup>[81]</sup>

## 註

- [1] 本稿は、明清期における総督、巡撫、布政使制度の管轄域の変遷を省制度と関連づけて考察した前稿（「清朝十八省体制の成立：明清期中国における省体制と省成立指標」『法政理論』第45巻第3号，2013年3月，pp.352-376）を敷衍する意味もっている。本稿の副題には「省級地方行政制度」とあるが、本稿の分析は清朝の総督を中心に行っている。巡撫と布政使についての分析は前稿を参照されたい。
- [2] 王天有『明代国家機構研究』北京大学出版社，1992年，233-234頁
- [3] 本節における明代総督・巡撫についての検討では、一次資料の出典も含めて、先行研究に依拠した部分が少なくない。必ずしも網羅的に注記していないが、特に明代巡撫の形成過程について、それぞれの所説を拙稿の行論にそって再構成しながら検討している部分があることをお断りしておきたい。主に以下の論著からご教示を頂いた。王天有『明代国家機構研究』1992年；許大齡「明朝的官制（一）～（五）」『文史知識』中華書局，総第70，72，73，74，75期，1987年4月，6月，7月，8月，9月；奥山憲夫「明代巡撫の官制上の位置について」『史朋』21，1987年；奥山憲夫「明代巡撫制度の変遷」『東洋史研究』44巻25号，1986年；栗林宣夫「明代の西北辺境と衛所」，野口鐵郎『中国史における中央政治と地方社会〔昭和59・60年〕度科学研究費補助金総合研究（A）』1986年；狩野直喜「清朝地方制度」『讀書纂余』弘文堂，1947年；栗林宣夫「明代巡撫の成立に就て」『史潮』11巻3号，1942年；浅井虎夫「総督巡撫兼御史考」『史学雑誌』第15編第7号，1904年
- [4] 『明會要』卷三四『職官六』
- [5] 王圻『續文獻通考』卷八九『職官考』
- [6] 『明史』卷一五三『陳瑄伝』（14-p. 4207）
- [7] 王天有『明代国家機構研究』167頁

- [8] 『明会要』卷三四『職官六』
- [9] 『明經世文編』卷五五，韓雍『總府開設記』
- [10] 王天有『明代国家機構研究』167頁
- [11] Liensheng Yang (楊聯昇), "Ming Local Administration", in *Chinese Government in Ming Times*, ed., C.O.Hucker, Columbia University Press, 1969
- [12] 洪武年間から景泰初めに及ぶ明代巡撫の発展過程については、以下の論著の教示による。栗林直夫「明代巡撫の成立に就て」（『史潮』第11巻第3号，1932年）80-94頁
- [13] 『國朝典匯』卷五五『吏部二一』
- [14] 『明史』卷九『宣宗紀』（1-p. 116）
- [15] 『明史』卷九『宣宗紀』（1-p. 121）
- [16] 『明宣宗實錄』卷七〇，宣德五年九月丙午条（3-p. 2102/1639-1640），『明史紀事本末』卷二八『仁宣致治』
- [17] 『明史』卷十一『景帝紀』（1-p. 147）
- [18] 王圻『續文獻通考』卷八九『職官考』
- [19] 『明英宗實錄』卷二七四，天順元年正月戊子、辛卯、甲午各条（4-p. 3826/5820）。正徳二年（1507年）には巡撫も廃止されたが、「劉瑾乱政，取回天下巡撫」とあるとおり、乱が終了した後、巡撫が再度設置された，『萬曆野獲編』卷二二『督撫』
- [20] 奥山憲夫「明代巡撫制度の変遷」『東洋史研究』（45巻25号，1986年）59頁
- [21] 萬曆『大明會典』卷二一九『鴻臚寺』
- [22] 萬曆『大明會典』卷五『吏部四』推昇
- [23] 奥山憲夫「明代巡撫制度の変遷」78頁
- [24] 王躍生「關於明清督撫制度的幾個問題」『歴史教学』1987年第9期
- [25] 『明宣宗實錄』卷八，洪熙元年八月癸未条（3-p. 1744/0206）
- [26] 『明經世文編』卷五七，郭登『奏八事疎』
- [27] 『明經世文編』卷三三七，汪道昆『薊鎮善後事宜疏』
- [28] 『明史紀事本末』卷五五『沿海倭亂』
- [29] 『明史』卷一七八『韓雍傳』（16-p. 4735）
- [30] 萬曆『大明會典』卷二〇九『都察院一』
- [31] 『明史』卷七五『職官志四』（6-p. 1840）
- [32] 『實政錄』卷一『明職』
- [33] 範玉春「明代督撫的職權及其性質」『廣西師範大学学報・哲学社会科学版』1989年第4期。この基準には異論もありえようし、筆者の観点も必ずしも一致するわけではない。
- [34] 総督の管轄域について、王天有はつぎのように指摘している。「総督と巡撫はともに地方軍政大員であるが、総督の権力は巡撫よりも大きく、総督の

なかには巡撫を兼任する者もある。けれども多くの地域では巡撫は総督の下に位置する。総督の管轄地域は巡撫よりも広く、一般的には一省をこえる。明末には五省、七省を管轄するものもあった」（『明代国家機構研究』168-169頁）。また、同書において、王は巡撫についてつぎのように整理している。「明朝においては合算して巡撫は三十三箇所に設置された。そのうち省域にもとづいて設置された巡撫は十三あり、名前も同じである。若干の府あるいは州を管轄する巡撫には、應天、鳳陽、順天、保定、淮揚、承天、南贛、安廬など八箇所があった。辺鎮や軍事上の要衝を管轄する巡撫には宣府、大同、遼東、延綏、寧夏、甘肅、登萊、偏沅、永平、天津、密雲、昌平など十二箇所があった」（同書、165-166頁）。

[35] 『清高宗實録』卷三二八、乾隆十三年十一月丙辰条（13-p. 426）にはつぎのような記載がある。「請改『會典』所載，外官品級，以督撫居首，次及布、按兩司等語，查定例」。この点は本稿第3節においてさらに詳論することとなる。

[36] もっとも清朝においても、この形式は乾隆末までは残っていた。

[37] 『清朝續文獻通考』卷一三二『職官考十八』總督巡撫

[38] この点は、浅井虎夫が早くに喝破したところである。「総督巡撫兼御史考」（『史学雑誌』第15編第7号、1904年）93頁を参照されたい。

[39] 陳組綬撰、崇禎九年（1636年）序刊

[40] 25巡撫、5総督以外に、山東省濟寧にはさらに「総督河道都御史」がある。けれどもこれはいわゆる「専務総督」であり「地方総督」ではない。したがってここでは言及していない。その他に、当該書の特徴や、特に陳組綬の独創による「大九辺」概念などについては、以下を参照されたい：趙子富「『皇明職方地図』及其作者陳組綬」『歴史文献研究』新3輯、1993年

[41] 康熙『陝西通志』卷四『建置沿革』、康熙七年（1668年）刻本

[42] 栗林宣夫「明代の西北辺境と衛所」、野口鐵郎『中国史における中央政治と地方社会』1986年3月、30頁。なお、同論文においては、雍正三年（1725年）に甘肅に州県が置かれたことをもって内地化とみなしている。傾聴に値する指摘だが、本稿では行論のとおり、省レヴェルの変化に視点を定め、康熙五年（1666年）の「甘肅布政使司」の設置をもって内地化の基準と考えることとしたい。

[43] 『明世宗實録』卷二八四、嘉靖二十三年三月甲辰条（9-p. 8847, 5502）

[44] 『清聖祖實録』卷一五、康熙四年五月丁未条（4-p. 229）

[45] 『清聖祖實録』卷四八、康熙十三年七月乙亥条（4-p. 634）

[46] 『清聖祖實録』卷四八、康熙十三年七月庚辰条（4-p. 635）

[47] 『清聖祖實録』卷一〇〇、康熙二十年正月己巳条（5-p. 6）

[48] 『清聖祖實録』卷一二九、康熙二十六年三月乙酉条（5-p. 338）

- [49] 『清世宗實録』 卷六三， 雍正五年十一月丁巳条（7-p. 961）
- [50] 『清聖祖實録』 卷一四八， 雍正十二年十月戊午条（8-p. 838）
- [51] 『清聖祖實録』 卷一三， 乾隆元年二月甲申条（10-p. 380）
- [52] 『清高宗實録』 卷七六， 乾隆三年九月癸亥条（10-p. 208）
- [53] 『總理事務太保吏部尚書提督公舅臣隆科多等謹題為欽奉上諭事』 中国第一歴史檔案館所蔵『吏科史書』 一五二冊。この点について、『清實録』にはなんの理由も記されていない。以下を参照のこと。『清世宗實録』 卷一〇， 雍正元年八月戊午条（7-p. 184）， 卷十八， 雍正二年四月丁未条（7-p. 297）。浙江巡撫が塩政を担当することで、過重な塩務問題は解決された。こうして、この地域の2省1総督2巡撫体制は確立したのだった。
- [54] 『清世宗實録』 卷一五〇， 雍正十二年十二月癸丑条（8-p. 858）
- [55] 『清高宗實録』 卷二〇， 乾隆元年六月癸酉条（9-p. 496）
- [56] 『清高宗實録』 卷二六八， 乾隆十二年三月辛丑条（12-p. 732）
- [57] 『清聖祖實録』 卷三八， 康熙十一年正月壬辰条（4-p. 515）
- [58] 『清聖祖實録』 卷九三， 康熙十九年十一月辛酉条（4-p. 1175）
- [59] 清初において四川巡撫は成都に駐劄していた。したがって、四川総督は一般的には重慶に置かれた。例えば、順治十八年（1661年）十二月には以下のような具奏がおこなわれている。「川督駐劄宜居中扼要， 按全川地方惟重慶為適中， 巡撫提督既駐成都， 總督當駐重慶， 以便居中調度人」『兵科給事中臣劉如漢謹題為請定川督駐劄暫設川東提督以奠封疆事』 中国第一歴史檔案館所蔵『吏科史書』 一二八冊。その他、川湖総督が設置された際、例えば、康熙九年（1670年）に湖広省の荊州府に設置されたという事例もある（『清聖祖實録』 卷三三， 康熙九年四月己丑条〔4-p. 441〕）。四川総督が成都に駐劄するのは雍正年間になってからのことである。
- [60] 陝西総督は、清初において、固原、漢中、西安などに駐劄した。当然のことながら、陝西総督と四川総督の統合・分離は総督駐劄地の選択に影響した。例えば、順治十八年（1661年）十二月には以下のような具奏がおこなわれている。「李鵬鳴疎称， 督臣宜居要地， 以資控制， 謂總督昔居漢中， 原為節制兩省。令四川專設總督， 則秦督無事而顧宜移駐固原， 北控番彝等語」『少師兼太子太師刑部尚書文淵閣内国史院大学士暫署吏部尚書事臣衛周禰等謹題為督臣宜居要地以資控制本色宜入有卑以便輪納事』『吏科史書』 一二七冊。乾隆以降、陝西総督は、蘭州、肅州などに移動することとなった。
- [61] 『清聖祖實録』 卷二八一， 康熙五十七年十月甲子条（6-p. 750）
- [62] 『清世宗實録』 卷一〇三， 雍正九年二月壬戌条（8-p. 373）
- [63] 『清高宗實録』 卷八， 雍正十三年十二月丁卯条（9-p. 300）
- [64] 『清高宗實録』 卷三二九， 乾隆十三年十一月庚辰条（13-p. 470）
- [65] 『清高宗實録』 卷五九三， 乾隆二十四年七月丁丑条（16-p. 606）

- [66] 『清高宗實錄』卷六二七，乾隆二十五年十二月丙戌条（16-p. 1038）
- [67] 『少師兼太子太師吏部尚書加一級臣車克等謹題為請旨事』中国第一歴史檔案館所蔵『吏科史書』一二六冊
- [68] 『少師兼太子太師刑部尚書文淵閣内閣大学士暫署吏部尚書事臣衛周称禰等謹題為畿輔地方寥闊撫治偏托一隅懇乞敕部酌議適中處所以便移駐事』中国第一歴史檔案館所蔵『吏科史書』一二七冊
- [69] 『清聖祖實錄』卷五，順治十八年十二月壬子条（4-p. 298）
- [70] 『清聖祖實錄』卷三八，康熙十一年四月癸巳条（4-p. 515）
- [71] 『清世宗實錄』卷七〇，雍正六年五月乙亥条（7-p. 1047）
- [72] 『清高宗實錄』卷七，雍正十三年十一月丙辰条（9-p. 282）
- [73] 『清聖祖實錄』卷一二九，康熙二十六年三月乙酉条（5-p. 388）
- [74] 『清高宗實錄』卷三二八，乾隆十三年十一月丙辰条（13-p. 426）
- [75] 王躍生「清代督撫体制特徵探析」『社会科学輯刊』新4輯，1993年
- [76] 兩江總督兼兵部右侍郎阿山の康熙四十二年（1703年）十二月の以下の具奏は参考に値する。「撫臣剛愎輕躁，深刻以待下屬，專擅放恣，蔑視總督為烏有。在朝廷設立總督，蓋以地方重大，凡應行之事，必使下司通詳而行，即有不公行私之，巡撫亦不得專主四行無忌耳。今巡撫張志東，恣自四大小事件，使總督不得稍加參酌，視總督竟成虛設矣」『總督江南江西等處地方軍務兼理糧餉操江兵部右侍郎兼都察院右副都御史臣阿山謹題為撫臣薦舉未公不敢附和雷同謹』中国第一歴史檔案館所蔵『吏科史書』一三九冊
- [77] 『清朝續文獻通考』卷一三二『職官十八』總督巡撫
- [78] 河南道監察御史張問政の順治十八年（1661年）の具奏には以下のような表現がみられる。「我朝定鼎之初，原駐劄真定，後因改為直省總督移駐大名，以便總制河南、山東兩省」『河南道監察御史臣張問政謹題為因新制用舒末議仰祈睿鑒事』中国第一歴史檔案館所蔵『吏科史書』一三〇冊。さらに、山西省については、「山西省附近京師，應照山東、河南例。令該撫料理」『清聖祖實錄』卷三八，康熙十一年正月壬辰条（4-p. 515）
- [79] 『清高宗實錄』卷二〇，乾隆元年六月癸酉条（9-p. 496）
- [80] 『清高宗實錄』卷一八四，乾隆八年二月癸丑条（11-p. 373）
- [81] 『清高宗實錄』卷三二四，乾隆十三年九月癸亥条（13-p. 353-354）

☆本稿は中国語による拙著『明清地方行政制度研究』（北京燕山出版社、1997年刊）第二章の一部を再構成して翻訳し、若干の加筆修正をおこなったものである。再構成の過程で、背景説明の要があることから、前稿との間で一部に重複があることをお断りしておきたい。